報告第 31 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成 27 年 12 月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

(別紙)

専　決　処　分　書

安曇野市豊科 6000 番地、安曇野市役所構内における自動車物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 11 月 12 日

安曇野市長　　宮澤　宗弘

１　事故の内容

平成 27 年 10 月５日午前９時 30 分頃、公用車が構外へ出るため庁舎西側構内道路を南に走行中、駐車区画から後退してきた相手車両と衝突した。

２　当事者

（１）損害賠償請求者　　安曇野市在住者

（２）損害賠償者　　安曇野市

３　解決の方法

当事者間において示談による和解

４　和解の内容

本事故の原因は、相手運転者の不注意であるが、当市運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を 25％とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 11,000 円を賠償するものとする。

議案第167号

平成27年度　安曇野市一般会計補正予算（第５号）

平成27年度安曇野市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）
第１条　債務負担行為の追加は、「第１表　債務負担行為補正」による。

平成27年12月17日　　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

第１表　債務負担行為補正

１　追加

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
三郷支所解体工事	平成28年度まで	237,000

議案第 168 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

記

住　　所　　安曇野市明科中川手 3519 番地
氏　　名　　佐々木　一生

平成 27 年 12 月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第169号

安曇野市富士尾沢山林財産区管理会委員の選任について

下記の者を安曇野市富士尾沢山林財産区管理会委員に選任したいから、安曇野市富士尾沢山林財産区管理会条例第３条の規定により、議会の同意を求める。

記

1	住　所	安曇野市穂高有明1304番地１
	氏　名	秋山　満邦
2	住　所	安曇野市穂高8299番地１
	氏　名	青柳　富久
3	住　所	安曇野市穂高有明19番地１
	氏　名	千國　弘
4	住　所	安曇野市穂高有明9124番地３
	氏　名	本間　利夫
5	住　所	安曇野市穂高有明2983番地
	氏　名	堀内　政文
6	住　所	安曇野市穂高柏原1700番地14
	氏　名	相馬　壽三男
7	住　所	安曇野市穂高有明4062番地
	氏　名	場々　洋介

平成27年12月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第170号

安曇野市穂高山林財産区管理会委員の選任について

下記の者を安曇野市穂高山林財産区管理会委員に選任したいから、安曇野市穂高山林財産区管理会条例第３条の規定により、議会の同意を求める。

記

1	住　所	安曇野市穂高777番地
	氏　名	小岩　壯郎
2	住　所	安曇野市穂高1964番地
	氏　名	相馬　吉一
3	住　所	安曇野市穂高2755番地
	氏　名	望月　伸一
4	住　所	安曇野市穂高5170番地
	氏　名	岩井　善一
5	住　所	安曇野市穂高4318番地１
	氏　名	古幡　元靖
6	住　所	安曇野市穂高5720番地２
	氏　名	藤原　國廣
7	住　所	安曇野市穂高8071番地４
	氏　名	平川　邦夫

平成27年12月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第 171 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第６条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

１　施設の名称
　安曇野しゃくなげの湯

２　指定管理者の住所及び名称
　静岡県静岡市葵区千代田七丁目１番 29 号
　株式会社ユアーズ静岡
　代表取締役　　髙田　学

３　指定の期間
　安曇野市温泉健康交流施設条例（平成 25 年安曇野市条例第 58 号）附則第１項本文に規定する規則で定める日から平成 34 年３月 31 日まで

平成 27 年 12 月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第 172 号

市有財産の処分について

市有財産である旧大天荘の売却につき、次のとおり仮契約を締結したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第１項第８号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 条）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　売却する建物

建物（主である建物）

所　　在	安曇野市穂高有明7568番地１先 中房国有林210ロ林小班及び 上高地国有林103林小班内	家屋番号	7568番１の６
種　　類	旅館	構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき
床 面 積	１階 ２階	317.01㎡ 200.46㎡	

附属建物

種　　類	便所	構造	木造合金メッキ鋼板ぶき
床 面 積	平屋	27.93㎡	
種　　類	居宅	構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき
床 面 積	平屋	19.87㎡	
種　　類	機械室	構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき
床 面 積	平屋	9.93㎡	
種　　類	水道ポンプ室	構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき
床 面 積	平屋	4.80㎡	
種　　類	水道管路	構造	ＶＰ、ＰＥφ13ｍｍ
延　長	1,453ｍ		

２　売却価格　　119,880,000 円

３　売却の相手方

安曇野市穂高有明 1326 番地

株式会社　燕山荘

代表取締役　赤沼健至

平成 27 年 12 月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘